

普通預金規定 新旧対照表

(令和8年8月3日)

新	旧	備 考
第1条（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第13条第3<u>5</u>項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3<u>5</u>項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 第2条 (略) 第3条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和8年（2026年）9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れませ</u> <u>ん。</u> (2)～(5) (略) 第4条 ～ 第17条 (略) 以 上 令和8年8月3日現在	第1条（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 第2条 (略) 第3条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) (略) 第4条 ～ 第17条 (略) 以 上 令和4年4月1日現在	(訂正) (訂正) (追記) (変更)